



Q1 面倒なのになぜ分別をするのですか？

A 分別せずにまとめてプラスチックを焼却処分すると、多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化につながってしまいますが、資源として分別することで、再商品化できるプラスチックがあるからです。

昨年度施行されたプラスチック新法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）において、事業者（プラスチック使用製品製造事業者など）や消費者、自治体に、プラスチックを使う量を減らすとともに、適切な分別排出とリサイクル促進が求められています。

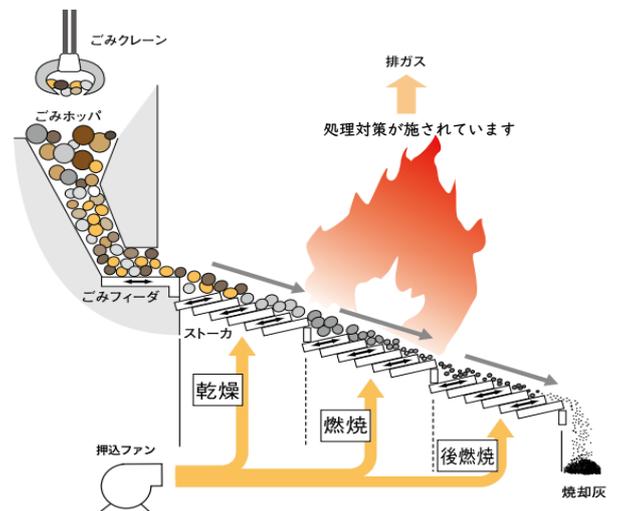
プラスチックを分別し燃やす廃棄物を減らすなど、地球温暖化対策として、今、私たち一人ひとりにできることから実践しましょう。

Q2 プラスチックは分別せずに生ごみなどの可燃廃棄物と一緒に燃やした方が、清掃センターの焼却効率もよく、燃料費の削減になるのでは？

A 菰野町清掃センターの廃棄物焼却炉は、ストーカ炉を使っています。

ストーカ炉は、廃棄物を効率よく大量に焼却するために、金属製火格子（ストーカ：鉄製のすのこ状の穴あき板）の上に廃棄物を載せ、ストーカの下から送風機により乾燥も兼ねた燃焼用の空気を送り、燃焼させる熱処理方式です。

原料が原油であるプラスチックゴミが燃えやすいというのは本当ですが、高カロ



リーのため温度が上がり過ぎてストーカの目が詰まったりして、焼却炉を傷める原因となり、かえって修繕費が高額となってしまいます。

火格子(ストーカ)の上をゴミが徐々に後段に移動していきます。水分を蒸発させる「乾燥」、勢いよく燃やす「燃焼」、最後まで燃やしきる「後燃焼」の3つの段階があります。

火格子(ストーカ)式焼却炉

Q3 菰野町で資源として回収しているプラスチックの種類は？

A ①ペットボトル、②プラスチック製容器包装品、③製品プラスチックの3種類です。

Q4 その3種類のプラスチックの見分け方は？

A まずはプラスチック商品のマークを見てください。日本においては資源有効利用促進法で、ペットボトルやプラスチック製容器包装品には次の識別表示マークを入れることが決められています。

また、法的義務はありませんが、材質を表示することが望ましいとされています。



このマークがあれば、①ペットボトル (資源)です。

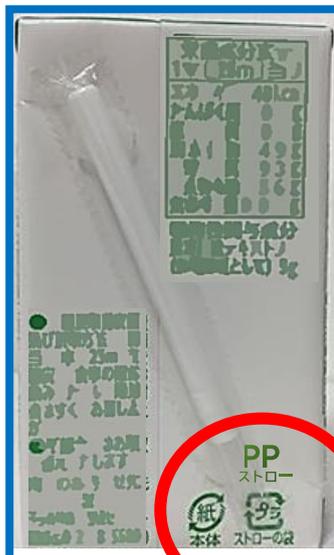


このマークがあれば、②プラスチック製容器包装品 (資源)です。

「容器包装」とは、「容器」(ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの)と「包装」(包装紙やラップのように商品を包むもの)商品が消費されたり取り出されたあと不要となるもの



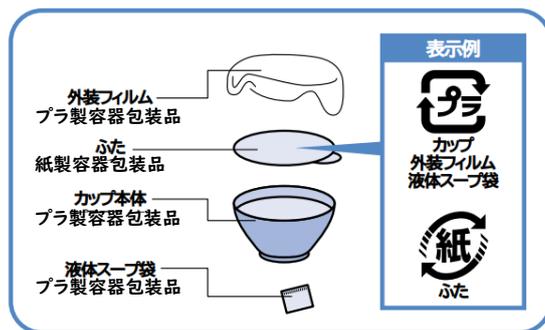
左の写真はペットボトルのラベルの写真です。飲み終えたボトルは、ラベルをはがし、キャップを外し、きれいに洗って乾かします。ボトルは、①ペットボトル、ラベルとキャップは、②プラスチック製容器包装品としてリサイクルをします。



左の写真はストロー付き紙パック飲料の写真です。紙パック本体と、ストロー、ストローの袋を分別してリサイクルします。



即席カップ麺も右図のような表示がなされています。きれいにしてから、表示通りに分別してリサイクルします。



① と ② は、マークがあるかどうかを確認してください。

③ **製品プラスチック** は、①または②以外で、かつ、PP (ポリプロピレン) または PE (ポリエチレン) のプラスチック素材でできている製品それ自体です。(異物は除く)



Q5 菰野町で資源として回収している3種類のプラスチックは、資源には変わりはないので、この3種類は一緒にまとめて出してもいいですか？

A この3種類の資源は、町のルール通りにそれぞれ分別して出してください(一緒に出さないでください)。なぜなら、プラスチック新法においてはプラスチックの素材そのものに着目したかたちでリサイクルを進めるため、プラスチックの材質別に再利用の方法が異なり(このことから、菰野町で収集し、中間処理をしたあとの搬出先、搬出経路も異なります)、分別をして出していないと、町での中間処理に、より手間(コスト)がかかるからです。

①ペットボトル と ②プラスチック製容器包装品

容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法において、事業者(中身製造者、容器製造者、小売・卸売業者、輸入事業者など)に対し、それぞれ「※再商品化」と「識別表示」を義務づけて、リサイクルの促進をしています。

再商品化とは … 有償または無償で譲渡できる状態にまで処理、加工することを意味し、事業者には、市町村が分別収集した資源を引き取って再商品化する義務があります。

識別表示の目的は、消費者(町民の皆さま)の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。

菰野町で中間処理をしたものは、財団法人日本容器包装リサイクル協会が菰野町まで来て引き渡し、同協会にて再商品化の処理をしています。同協会にかかる経費は、一部町も負担して、再商品化義務のある事業者が出し合っています。

③製品プラスチック

菰野町では清掃センターの焼却炉等の長寿命化対策工事（平成 29 年度）を契機に、資源として回収を始めました。プラスチック新法において市町村の役割は、分別収集と再商品化ですが、①ペットボトルや②プラ製容器包装品とは異なり、再商品化の費用は市町村の負担となります。

このことから、効率化が図れコスト削減が期待できる「認定方式」によりリサイクルができるよう現在、再資源化事業者（三重中央開発株式会社）と連携して、再商品化計画を策定しています。

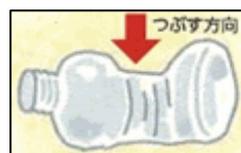
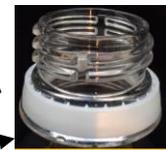
Q6 菰野町で資源として回収している 3 種類のプラスチックを資源として出す際に注意する点がありますか？

A それぞれにありますが、共通しているのは「きれいにして」、「乾かして（水をきって）」出してくださいという事です。

中身が入っていたり、汚れが取れないものは、リサイクルできません。

①ペットボトル

- ・ ペットボトルマークの表示があるか確認してください
- ・ 中身は飲みきる、または使い切り、中を洗浄してください
- ・ ラベルをはがし、キャップを取り除いてください
- ・ 飲み口のリングはそのまま出せます
- ・ 大型ボトルについている取っ手は取らずに出せます
- ・ つぶさずに出せますが、つぶす場合は、横から圧力をかけてつぶしてください



②プラスチック製容器包装品

- ・ プラマークの表示があるか確認してください
- ・ 容器または包装の中身を空にして、汚れを取り除いてください
汚れは軽く水ですすぐか、紙でふき取ってください
汚れは目で見てわからない程度で OK、洗剤で洗う必要はありません
- ・  マークのラベルは原則分別リサイクルしますが、商品シールや値札など紙のラベルがはがしにくい場合は、そのまま出すことができます
- ・ キャップがついているものは、必ずはずしてください
- ・ できるだけ乾燥させ、平らにつぶしてください
- ・ ペットボトルは①へ出し、混ぜて出さないでください

- ・ 集積所での収集時（各地区月1回）に出す場合のみ、町の指定袋に入れて袋の口をしぼることとなっていますが、その際は二重袋とならないようにしてください



③製品プラスチック

- ・ 汚れのあるものは、きれいに洗ってください
- ・ PP(ポリプロピレン)または PE(ポリエチレン)が素材であってもプラマークがあるものは混せて出さず、②へ出してください
- ・ 金属やゴム、電池ボックス、充電器などの異物は、すべて取り除いてください
- ・ PP、PE が素材でも、注射器などの医療器具は出せません

Q7 なぜきれいにして、乾かさないといけないのですか？

A プラスチックリサイクル(再資源化)において重要なのは、適切な分別を行い、再商品化に適した品質とすることです。

そのためできるだけそのプラスチック素材そのものだけの純度の高い状態で出すことがとても重要となり、異物(汚れ)を取り除き、きれいにして出していただくということが品質向上につながります。

生ごみなどの可燃物とは違い、資源物は収集日までの家庭での保管日数が長く、また、町で収集した後もリサイクルセンターでの中間処理などを経て、再商品化事業者へ出荷するため、どうしても全体の保管日数が長くなってしまいます。

資源の中に汚れが残っているものや濡れたままの状態のものが混じっていると、この間に、きれいにして出された他の資源物にまで汚れやカビなどが広がってしまい、せっかくきれいにして出していたのに、再商品化できなくなってしまうことがあるからです。



Q8 なぜキャップをはずさないといけないのですか？

A キャップそのものやキャップ内側パッキンなど、同じプラスチックでも素材が異なるからです。

また収集した資源は、リサイクルセンターへ運び、資源物としての質を確保するために、手作業で異物等の選別作業をしたあと、ベール(圧縮して梱包)に加工し



て再商品化事業者へ出荷しますが、キャップをしたままだと、圧縮する際に空気を抜くことができないからです。

Q9 なぜ二重袋はだめなのですか？（Q6）

A ご家庭の中で一番排出量の多い②プラ製容器包装品につき、今年度試験的にはなりません。お家の近くの集積所での月 1 回の収集をしています。この収集方法の際には、他の資源物収集ではやっていない「町の指定袋に入れて、袋の口をしぼる」という事をお願いしています。

集積所で収集をした②プラ製容器包装品は、リサイクルセンターへ持ち込む前の作業として、手作業で破袋し、異物の混入がないかなど、人による入れ替え選別作業をします。

この時、二重の袋（町の指定袋の中に、さらにレジ袋等の小袋に入れる）があると、作業効率が非常に悪くなります。

このことから二重袋にはしないようご協力をお願いします。



Q10 プラスチック資源は、どこに出せますか？

A 資源となるプラスチックを町が受け入れをしている場所は、次のとおりです。

3 種類共通 袋から出して所定のコンテナへ入れてください

・各区の資源物回収場所

概ね、月 1 回日曜日（各区の決められた場所へ決められた日時に）

・菰野町清掃センター（永井）へ直接持ち込む

土日祝日を除く 8:30~16:00

※特別収集日の午前も可

※搬入許可を受けていただき、
持ち込み量の計量もお願いしています



- ・不燃物処理場・リサイクルセンター（茶屋の上）へ直接持ち込む

年末年始を除く毎日 8:30~16:00

※搬入許可を受けていただき、持ち込み量の計量もお願いしています



町リサイクルセンター

②プラスチック製容器包装品のみ

3種類のうち一番排出量の多い②プラスチック製容器包装品については、選択肢が増え、次もご利用いただけます。

- ・ピアゴ菰野店 月曜日 9~18時
袋から出して所定のコンテナへ入れてください
- ・マックスバリュ菰野店 火曜日 9~18時
袋から出して所定のコンテナへ入れてください



マックスバリュ菰野店

- ・お住いの近くの決められた集積所

月1回 日の出から8:30まで

※町の指定袋に入れて、袋の口をしばってください（二重袋にしないでください）



令和5年度1年間の試験的収集です

◎詳細は廃棄物分別便利帳や収集カレンダーをご覧ください

